

## 発議案第 1 号

### 地方自治法の一部を改正する法律案に反対する意見書

標記のことについて、地方自治法第99条及び会議規則第13条第1項の規定により、意見書を提出します。

令和6年6月13日

鎌ヶ谷市議会議員

提出者 佐藤 剛

賛成者 津久井 清 氏

河内 一 朗

徳野 涼

伊藤 仁

松原 美子

水町 元大

山中 優宏

#### 提案理由

今通常国会に提出された地方自治法の一部改正案において、自治体に対する「国の補充的な指示」が拡大解釈の可能な形で規定され、自治体の自治権が制限されてしまう可能性があることから、地方自治の本旨に従い、自治体の自治権を侵害することのないように要望するものです。

## 地方自治法の一部を改正する法律案に反対する意見書

「地方自治法の一部を改正する法律案」（以下、改正案）が、5月14日に衆院総務委員会で審議入りし、28日に可決されました。この改正案は、大規模な感染症や大災害など想定外の事態が起きた時に、国が自治体に対応を「指示」できるようにしようとするものです。しかし、「法定受託事務」のみならず、「自治事務」までが「指示」の対象となる上に、「指示」が必要となる具体的なケースが明示されておらず、自治体の自治権が大きく狭められることが懸念されます。実際、非常事態の危機管理法制は、個別法によってほぼカバーされており、一般法である地方自治法を改正する必然性は認められません。

自治事務に関しては、地域社会の実情を一番に理解している自治体の判断が何よりも尊重されるべきです。非常時の危機管理法制においても、災害時に対応を行うのは基本的に市町村であると定められており、災害の規模等に応じて、都道府県や国の関与を可能としています。

地方自治法では、地域の運営に対しては、自治体が自己決定権を有し、国は必要な範囲を超えて介入してはならないことが原理とされています。つまり、拡大解釈可能な形で自治体の自治権を制限する「国の補充的な指示」を規定することは極めて不適切です。よって、地方自治の本旨に従い、自治体の自治権を侵害することのないように要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年6月13日

千葉県鎌ヶ谷市議会

衆議院議長	額賀 福志郎 様
参議院議長	尾辻 秀久 様
内閣総理大臣	岸田 文雄 様
総務大臣	松本 剛明 様
内閣府特命担当大臣（地方創生担当）	自見 はなこ 様

国の補充的な指示の制度化についての意見書

標記のことについて、地方自治法第99条及び会議規則第13条第1項の規定により、意見書を提出します。

令和6年6月13日

鎌ヶ谷市議会議員

提出者 勝 又 勝

賛成者 大野 幸一

土屋 裕彦

泉川 洋二

針貝 和幸

森谷 宏

小易 和彦

葛山 繁隆

賛成者 後関 俊一

寺本 真理

矢崎 悟

鈴木 哲也

富田 信恵

伊福 幸一

提案理由

今通常国会に提出された地方自治法の一部改正案は、「国の補充的な指示」の制度を創設するものとなるが、「国の補充的な指示」については、安易に行使されることのないよう、事前に国と地方公共団体との間で適切な協議・調整を行うことや、地方自治の本旨に則り、目的達成のために必要最小限度の範囲とすることなどを要望するものです。

## 国の補足的な指示の制度化についての意見書

今通常国会に提出された地方自治法の一部を改正する法律案については、5月28日の衆院総務委員会で賛成多数で可決された。

本改正案については、「大規模な災害、感染症のまん延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応」に関する「国の補足的な指示」の制度を創設するものとなる。

「国の補足的な指示」の制度については、新型コロナウイルス感染症の対策における課題を踏まえ、想定外の事態に万全を期す観点から創設を目指すものとなるが、憲法で保障された地方自治の本旨や地方分権改革により実現した国と地方の対等な関係が損なわれる可能性があることから、「国の補足的な指示」について、次の事項を明確化するよう強く求める。

1 「国の補足的な指示」の要件となる「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」については、国の判断で対象範囲が拡大される可能性があることから、どのような事態を想定しているのか具体的に明示すること

2 「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」の発生時においては、地域社会の実情を把握している地方公共団体の判断が何よりも尊重されるべきであることから、「国の補足的な指示」が安易に行使されることのないように、事前に国と地方公共団体との間で適切な協議・調整を行い運用の明確化を図ること

3 「国の補足的な指示」は、地方自治の本旨に則り、目的達成のために必要最小限度の範囲とすること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年6月13日

千葉県鎌ケ谷市議会

衆議院議長

額賀 福志郎 様

参議院議長

尾辻 秀久 様

内閣総理大臣

岸田 文雄 様

総務大臣

松本 剛明 様

内閣府特命担当大臣（地方創生担当）

自見 はなこ 様

発議案第 3 号

パレスチナ自治区ガザ地区における平和の早期実現を求める意見書

標記のことについて、地方自治法第99条及び会議規則第13条第2項の規定により、意見書を提出します。

令和6年6月28日

鎌ヶ谷市議会総務企画常任委員会

委員長 後 関 俊 一

副委員長 伊 福 幸 一

委 員 松 原 美 子

宗 川 洋 一

佐 藤 剛

河 内 一 朗

土 屋 裕 彦

勝 又 勝

提案理由

パレスチナのイスラム組織ハマスとイスラエルとの軍事衝突では、尊い人命が深刻な危機にさらされるとともに、市街地にも甚大な被害をもたらされているため、国に対して、人道目的の即時停戦、人質の無条件の解放、国際法の遵守及び人道危機の改善などに関して、最大限の外交努力を尽くすことを要望するものです。

## パレスチナ自治区ガザ地区における平和の早期実現を求める意見書

パレスチナのイスラム組織ハマスとイスラエルとの軍事衝突によって、パレスチナ自治区ガザ地区においては、子どもを含む一般市民への攻撃などの非人道的行為等により、尊い人命が深刻な危機にさらされ、市街地にも甚大な被害をもたらされている。

よって、国に対して、パレスチナ自治区ガザ地区における平和が早期に実現されるよう、次の事項に関して、最大限の外交努力を尽くすことを要望する。

- 1 人道目的の即時停戦及び人質の無条件の解放
- 2 国際人道法を含む国際法の遵守
- 3 民間人の被害の最小化、人道支援物資の供給を通じた人道危機の改善

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年6月28日

千葉県鎌ケ谷市議会

衆議院議長

額賀 福志郎 様

参議院議長

尾辻 秀久 様

内閣総理大臣

岸田 文雄 様

内閣官房長官

林 芳正 様

外務大臣

上川 陽子 様